配当要求書

東京地方裁判所民事第21部 御中

平成 年 月 \Box

東京都

区 丁目 番 号

管理組合理

配当要求債権者

マンション管理組合

事長の印。 捨印、契印

代表者理事長 (連絡先 0000-0000

も忘れず

管理株式会社 担当) に。

ED

債権者 債務者

株式会社

当該競売事件の当事者名

号不動産競売事件について、次のとおり配当要求をする。

を記入する。 所有者

- 上記当事者間の御庁平成 年(ケ)第 配当要求をする債権の要因及び額
 - (1) 所有者は、別紙物件目録記載の建物及びその敷地である同目録記載の土地の共有持分を所有しており、 マンション(以下「本件マンション」という。)の区分所有である。 上記建物を含む
 - (2) 所有者が本件マンションの売買時における覚書により承諾した本件マンションの管理規約 ると、区分所有者である所有者は、毎月 日までに翌月分の管理費及び修繕積立金を支払わなけれ ばならず、期限までに支払いをしないときは、年 %の遅延損害金を付加して支払わなければなら ないことになっている。
 - (3) 所有者が支払うべき管理費及び修繕積立金は、本件マンション管理組合の第 回総会(平成 年 月 日開催)の議決により、平成 年 月分から管理費は月額 円に、修繕積立金は月額 円にそれぞれ改定された。
 - (4) 所有者は、別紙滞納管理費等明細書記載のとおり、平成 年 月 日までに支払うべき管理費及び修 繕積立金(平成 年 月分)の支払いを怠り、それ以降の支払いもしない。
- 2 配当要求の資格

上記1記載の管理費及び修繕積立金は、建物の区分所有者等に関する法律7条1項の規定により、別紙 物件目録記載の不動産上の先取特権により担保されている。

- 配当要求債権者の地位 3
 - (1) 配当要求債権者は、本件マンションの区分所有者により組織され、管理規約を定め、業務執行機関で ある理事会を置き、代表者たる理事長を定めるいわゆる権利能力なき社団であり、民事執行法20条、 民事訴訟法29条によって自己の名において配当要求をなしうる資格を有する。
 - (2) 配当要求債権者代表者 は、本件マンション第 回総会(平成 年 月 日開催)の議決によ り、当管理組合を代表する理事長に選任され、その就任を承諾した。
- よって、配当要求債権者は、上記2記載の先取特権に基づき、上記記載の管理費、修繕積金及びこれらに 対する遅延損害金の支払いを求めるため、別紙滞納管理費等明細書記載の金員について配当要求をする。

〔添付書類〕

- 1 マンション管理規約写し
- 2 本件マンション売買時における覚書
- 3 マンション管理組合第 回総会の議案書及び議事録写し
- マンション管理組合第 回総会の議案書及び議事録写し 4
- 5 理事長の資格証明書

配当要求書は製本1通と副本を債権者と所有者の数と同じ通数(例えば、1名ずつなら2通)を提出し てください。

提出の際は、正本に印紙300円を貼付(消印しないこと) 郵便切手90円を副本と同数添付してくだ さい。

各頁の余白に捨印を、各葉の間に契印を必ず押してください。

添付書類は、すべて原本の写しが必要(各1部)。3は管理等の改定、4は理事長の選任の各議案書及び 議事録。資格証明は、他の理事による、現在も理事長であることの証明。